

### III 早期に必要となる対応

#### ◎ 推進計画の策定・推進【努力義務】

○基本方針等を助案し、区域内での女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（都道府県推進計画/市町村推進計画）を策定・公表するよう努める必要。

○策定に向けた手順はおおむね次のとおり。

- ①庁内横断的な推進体制の整備
- ②地域の実情、住民ニーズの把握
- ③各施策の実施時期や目標（数値目標等の客観的に検証可能なもの）を明記
- ④実施状況の点検・評価

○男女共同参画計画と一体のものとして策定することも可。

9

### III 早期に必要となる対応（続き）

#### ◎ 協議会の設置【任意】

○国や地方公共団体の関係機関のほか、経営者団体、学識経験者、労働組合、NPO、相談事業の受託事業者など、**多様なメンバーにより構成**。  
（特段の理由なく**構成員の男女比が偏らないよう留意が必要**。）

○職業指導・職業紹介等の事例や相談事例など、有用な情報を共有するとともに、地域の実情に応じた女性活躍推進のための取組について協議を行う。

○既存の同様の仕組みを活用して協議会に位置付けても差し支えない。

#### ◎ その他

○女性の職業生活に関する住民からの相談体制の整備。  
（**ワンストップ機能を果たす相談体制の構築が望ましい**。）

○女性の活躍推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等。  
（認定一般事業主等の受注機会の増大、企業表彰、優良企業に関する情報発信等）  
※不正な手段を使った企業の受注の防止を図ることが前提。

○啓発活動（女性だけでなく、男性を含めた社会全体の働き方や意識の改革等）。

10